

令和元年度

まちづくり懇談会



* 主催 名寄市町内会連合会 *

名寄市町内会連合会主催
令和元年度 「まちづくり懇談会」 次第

1. 開 会

2. 主催者挨拶 名寄市町内会連合会会長 中 村 雅 光

3. 市長挨拶 名 寄 市 長 加 藤 剛 士 様

4. 市からのお知らせ

- 1) 名寄市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について【資料1・2】
- 2) 平成30年度名寄市の台所事情【資料3】
- 3) その他

5. 意見交換

6. 閉 会

【開催日程】

月 日	会 場
10月16日(水) 18:30~	名寄市役所名寄庁舎4階大会議室
10月23日(水) 18:30~	総合福祉センター1階多目的ホール
10月28日(月) 18:30~	市民文化センター1階大会議室
11月12日(火) 18:30~	名寄東小学校2階多目的ホール
11月15日(金) 13:30~	智恵文多目的研修センター2階大集会室
11月15日(金) 18:30~	風連瑞生コミュニティセンター
11月25日(月) 18:30~	東風連子供と老人福祉館
11月28日(木) 13:30~	風連日進コミュニティセンター
11月28日(木) 18:30~	ふうれん地域交流センター大ホール

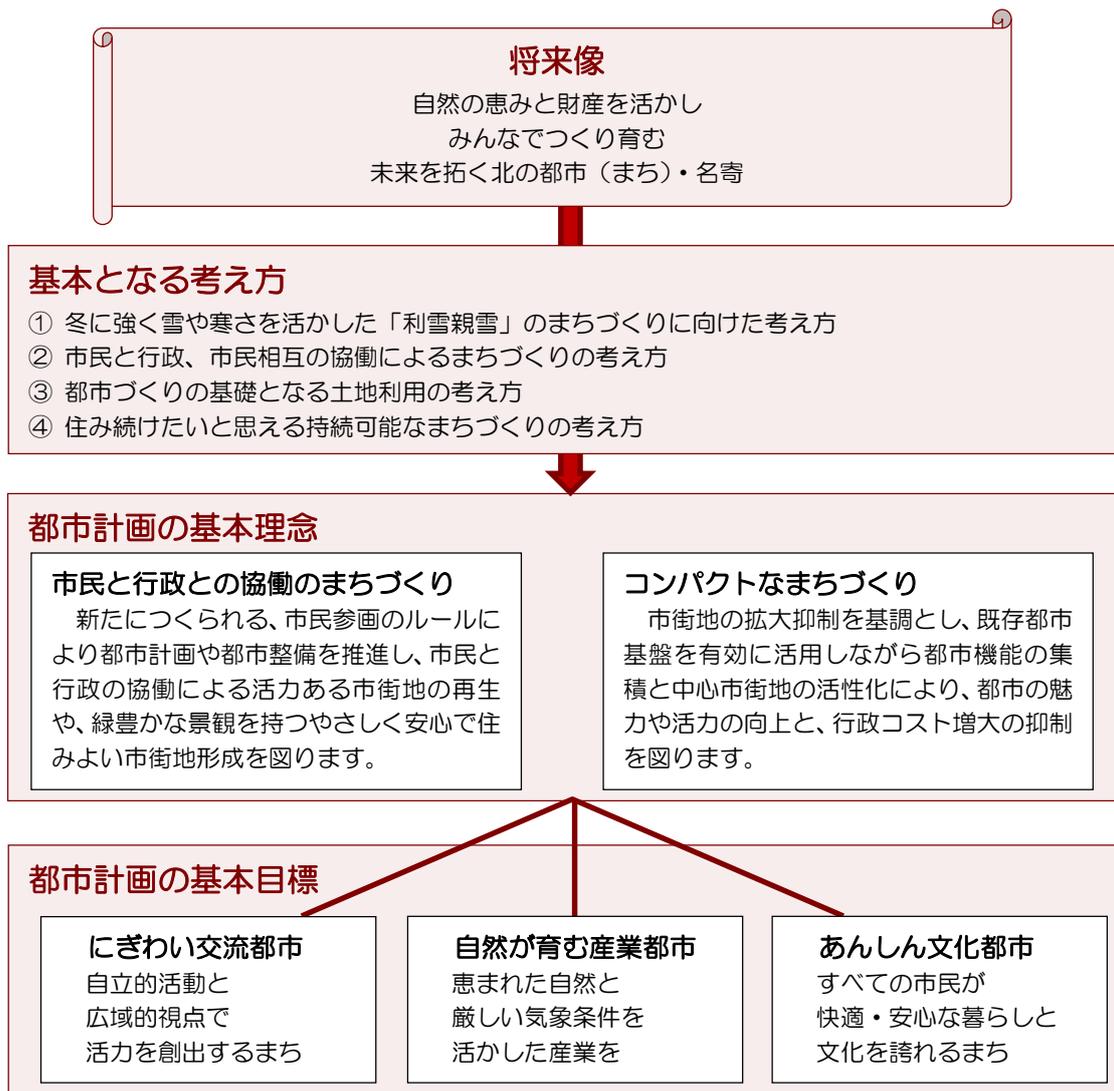
名寄市都市計画マスタープラン（見直し案）概要

1 都市計画マスタープランとは

- 都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示す計画。北海道の各種計画や名寄市総合計画(第2次)(2017 年度～2026 年度)などの上位計画を踏まえ、これから本市が進める各種の都市計画、まちづくりの方向性を定めるもの。
- 前回の名寄市都市計画マスタープランの策定(2008 年)から 10 年余りが経過し、社会経済情勢の変化等を踏まえて、公共施設等の再配置も視野に入れた土地利用および道路、公園、下水道などの都市施設整備の基本的な方針を見直す必要がある。
- 都市計画区域を対象とする。
- 目標期間は概ね 20 年後の令和 21(2039)年度とし、10 年ごとに見直しを行う。

2 将来目標

- 名寄市総合計画(第2次)(2017 年度～2026 年度)の「将来像」および「大切にしたいまちづくりの基本的な考え方」に基づき、これからの都市計画の基本理念と基本目標を定めた。



3 将来都市構造

(1) 将来人口・土地需要量

- 「名寄まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における人口の将来展望では、令和 8 年度(2026 年度)の名寄市人口は約 27,000 人と、人口は減少する見通し。
- 将来の土地需要量は、現在の用途地域面積(1,210ha)を超えないと想定する。

(2) 都市構造の形成方針

- 中央地区の JR 名寄駅前周辺を中心生活交流拠点、風連地区の JR 風連駅前を地区生活交流拠点として、名寄地区、風連地区の中心市街地として整備を図る。

構成要素		内容
拠点形成	中心生活交流拠点	・名寄地区のJR名寄駅を中心とした中心市街地は、これまで周辺圏域における商業・業務の中心地域としての役割を果たし、多くの商業・業務施設が集積している地区であり、今後も市民共有の生活拠点や北・北海道中央圏域定住自立圏の中心としての役割を果たしていくため、都市機能施設の誘導立地や官民協働によるまちづくりを進め、市民の生活の質の向上を目指す。
	地区生活交流拠点	・風連地区の中心市街地は多くの商業・業務施設が集積している地区で、今後も風連地区の生活基盤の中心地区としてその活性化に努める。

市街地形成	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の市街地の拡大を抑制し、住宅地を現行の住居系用途地域内で収める。 ・中心生活拠点及びその周辺で人口密度の維持・増加を目指し、まちなか居住を推進する。
-------	--

交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺市町村及び智恵文地区、名寄地区、風連地区を結ぶJR宗谷本線を「広域幹線路線」として位置づける。 ・本市から他都市まで接続する路線(下川線・興部線・恩根内線・深名線・名寄線・中多寄線)を「準幹線路線」として位置づける。 ・広域幹線路線・準幹線路線を支える「生活路線」として、コミュニティバスや徳田線、日進ピヤシリ線、風連線、デマンドバスを維持し、利用の活性化を図る。 ・交通空白地においては、デマンドバスや乗合タクシー、定額タクシー等を活用した新たな地域の足の確保策について検討する。
公共施設再編	<ul style="list-style-type: none"> ・建替が急がれる庁舎、消防署、保健センター、図書館、児童センター、保育所のすべての施設を可能なかぎり名寄地域の「中心生活拠点」及びその周辺(半径約 800m 圏)に戦略的に配置する。

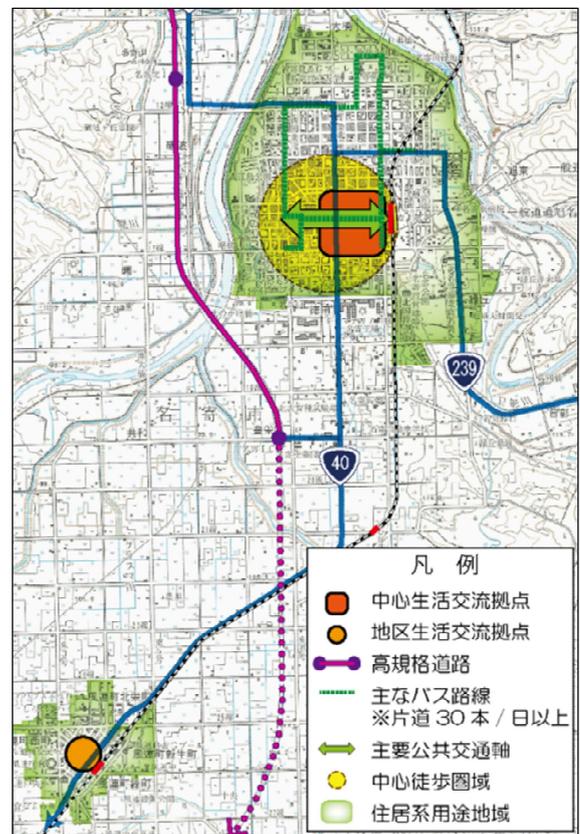


図 将来都市構造図

4 都市計画の方針

(1) 土地利用の方針

①基本方針

- 必要に応じた土地利用規制が出来るように、用途規制の転換・純化・複合化を検討。また、コンパクトな市街地の形成を目指すために都市構造に合った用途の変更を検討する。
- 用途地域外は、農振農用地区域として農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農地としてその保全に努め、無秩序な市街地の拡大の抑制を図る。
- コンパクトな市街地と魅力的な拠点形成に向けて、中心市街地における公共施設の戦略的な配置を図る。

②住居系地域の方針

専用住宅地区	・現在の市街地において、低層住宅及び中高層の住宅が集積し、または集積することが今後予想される地域については、専用住宅地区として、今後も良好な住環境の保全を図る。
一般住宅地区	・現在の市街地において住宅が集積しているものの、業務・商業施設がある程度立地している地域、または今後予想される地域については、一般住宅地区として、都市の活性化及び地域の利便性を確保するとともに、良好な住環境の確保を図る。
沿道型住宅地区	・幹線道路の沿道で沿道型業務施設と混在している地区は、沿道型住宅地区とし、今後も周辺住宅地に影響をあたえないような環境保全を図る。

③商業系地域の方針

中心商業業務地区	・中心商業業務地区は、商業施設、業務施設の集積の高い地区として土地利用を図る。
沿道商業業務地区	・沿道商業業務地区は、日常的な商業施設、業務施設の集積を図る。

④工業系地域の方針

軽工業地区	・軽工業地区は、隣接する住宅などに対する環境への影響の少ない軽工業地区としての土地利用を行います。合わせてコンパクトなまちづくりの推進を図る。
一般工業地区	・一般工業地区は、工業の振興を推進するため、工業施設・流通系施設の誘導を図り一般工業地としての利用を促進する。また、コンパクトなまちづくりを推進し工業地区としての純化を図る。 ・国道 40 号から西側の昭和通を挟んだ地区は、広域的商業施設としての性格が強い大型商業施設等の進出で、土地利用実態が工業地として純化できない状況にあり、今後、環境影響を改善する交通施設整備と合わせて、コンパクトな都市構造の形成に向けて土地利用のあり方を検討する。

⑤郊外地域の方針

白地地区	・市街地外に広がる農地については、農地法及び農業振興地域整備計画等との整合・調整を図り、農地における生産基盤の計画的な整備を図りつつ、農地がもつ力や多面的な機能の維持・保全を図ることによって、市街地の無秩序な拡大の抑制を行う。
------	---

⑥公共施設の配置方針

- ・名寄市街地では市街地の拡大と共に、公共施設の郊外化が進められた。
- ・今後、JR名寄駅前を中心市街地においては、現代的な再生・活性化(生活交流拠点)を目指して、駅前交流プラザ「よるーな」に続いて公共施設の戦略的な配置を図っていく。
- ・まずは今後対策が急がれる、昭和40年代から50年代前半(=築40~50年経過)に建てられた公共施設を「中心生活交流拠点」又はその近傍に効果的に再配置していくことを基本方向とする。

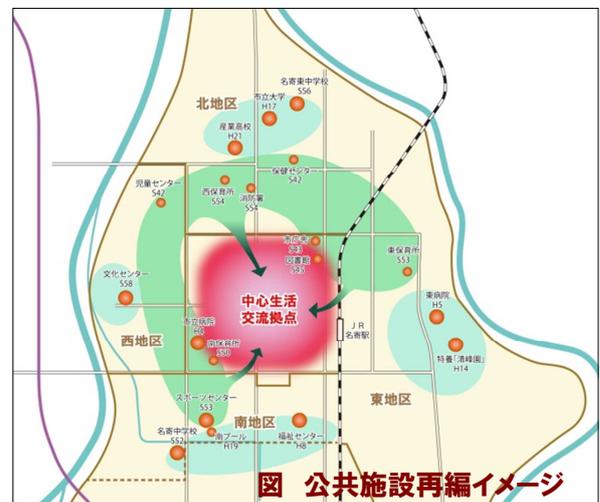


図 公共施設再編イメージ

(2) 都市施設整備の方針

①基本方針

- 現在、計画的に進められている都市施設整備を引き続き整備していくとともに、コンパクトな市街地形成をめざし土地利用や自然・居住環境と整合性がとれた都市施設の配置や見直しを図る。
- 整備あたり市民と行政の協働のまちづくりによって、目標・効果等が市民に広く理解されるよう努める。

②交通施設の整備方針

- 上川北部の「広域連携」を目指し広域的な交通に配慮。都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。
- 効率的で、快適性・安全性にも配慮し、市民が安心して目的地まで移動できる道路環境の整備・保全を図る。
 - ⇒高速交通体系の確立(北海道縦貫自動車道の開通に向けた拠点整備検討など)
 - ⇒広域幹線道路の整備(国道239号バイパス整備促進要望など)
 - ⇒幹線市道の整備(都市計画道路未整備区間の整備促進と路線状況に合わせた見直しなど)
 - ⇒安全で安心して歩ける道路の整備(ユニバーサルデザインの人に優しい道路環境整備など)
 - ⇒公共交通機関の整備・確保と利用促進(公共交通事業者間の枠を越えた結節強化など)

③下水道の整備方針

- 生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資することから、継続的な整備を促進する。
 - ⇒施設の整備及び維持管理(恒久的な公共下水道事業の推進など)
 - ⇒資源の有効活用(汚泥資源の利活用の促進など)

④公園緑地等の整備方針

- 環境保全、レクリエーション機能、防災、景観構成における各系統の機能が総合的に発揮されるように公園・緑地等を適正に配置し、水と緑のネットワークを形成して「水と緑」の整備保全に努める。
 - ⇒緑の基本計画の策定検討
 - ⇒公園・緑地の整備及び維持管理
 - ⇒都市施設・公共公益施設等周辺的环境整備(都市施設・公共公益施設等の緑化推進)
 - ⇒都市景観の形成(街路樹等の緑化推進など)

⑤市街地開発の方針

- JR名寄駅周辺を含む名寄地区中心市街地は、PFIやPPPをはじめとした民間活力の利用や市民・企業との連携を進め、公共施設や都市施設の再配置と都市機能の誘導を図る。
- また、空き地・空き家の活用などを進め、計画的な市街地整備を推進する。

⑥都市防災の基本方針

- 名寄市地域防災計画における収容避難所及び一時的収容避難所について適正な維持・保全を図る。
- また、身近な公園の整備に合わせて一時的避難場所の確保を図る。幹線道路及び避難所となる公共施設につながる道路を避難路の役割を担う道路として位置づけ、道路管理者と連携し計画的な整備を図る。

⑦住宅環境に関する基本方針

- 住宅地の開発にあつては、利便性の高いまちなか居住の推進を図る。既存住宅地においては、市民と協働により美しく緑豊かな景観の創出や通行者にやさしく安全な市街地形成に取り組む。
- 住宅、居住環境など具体的な住宅施策に関しては、名寄市住宅マスタープランと整合を図り、名寄らしく冬に強い安心して暮らせるまちづくりを推進する。
- 公営住宅は、名寄市公営住宅長寿命化計画に基づき、ニーズに応じた規模や仕様に配慮した計画的な建て替え、改修、維持管理により居住環境の充実を図るとともに、市有地を有効活用した公営住宅を検討する。

名寄市 立地適正化計画（素案） 概要

1 立地適正化計画とは

- 「立地適正化計画」とは、改正都市再生特別措置法に基づき策定される、「コンパクトシティ」を目指す計画であり、区域設定をすることで、公共施設の移転・建替時に事業費に対して国費補助が受けられる場合があるほか、後述する届出制度の対象になる。
- 生活サービス施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらにアクセスできるまちづくりを進め、人口減少や厳しい財政状況下でも、生活サービスを維持し、利便性を高めることを目指す。
- 居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであるため、公共施設の再編、中心市街地活性化、公営住宅を含む住宅施策など多様な分野の計画と連携を図ることが必要。
- 概ね20年後を見据えた長期的な計画とし、計画年度を令和2(2020)年度～令和21(2039)年度とする。ただし、概ね5年ごとに誘導施策の取り組み状況や評価指標の分析及び評価を行い、必要に応じて見直しを行う。

2 名寄市の課題

①市街地形成の変遷

問題

- 郊外への市街地拡大、人口減少による市街地の低密度化により、今後、生活サービス機能が維持されないおそれ。

課題

- 市街地の拡大を極力抑制する方策の検討。
- 現在の市街地の中でメリハリをつけて、人口密度を維持または高めていくことの検討。

②商業集積・交通環境の変遷

問題

- 中央地区の商業機能の衰退。
- 工業地域である徳田・豊栄地区への商業施設の集積。

課題

- 生活拠点として位置付ける地区の再検討。
- 中央地区の再生に向けた方針と方策の検討。
- 公共交通体系の再構築と高速交通体系への対応の検討。

③公共施設更新にかかる負担

問題

- 公共施設の更新にかかる経費が増加
- 人口減少により一人当たりの公共施設の更新経費も増加。
- 老朽化し、対策が急がれる施設の存在。

課題

- 公共施設の集約化・複合化による施設総量の削減に向けて、どの施設をどのように複合化し、どのように再編・再配置するかについての方針(まちづくり戦略)の検討。

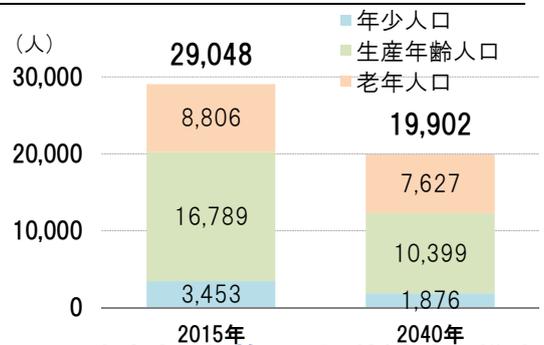


図 名寄市の年齢3区分別将来人口推計

資料：社人研「日本の将来人口推計」（平成30年）

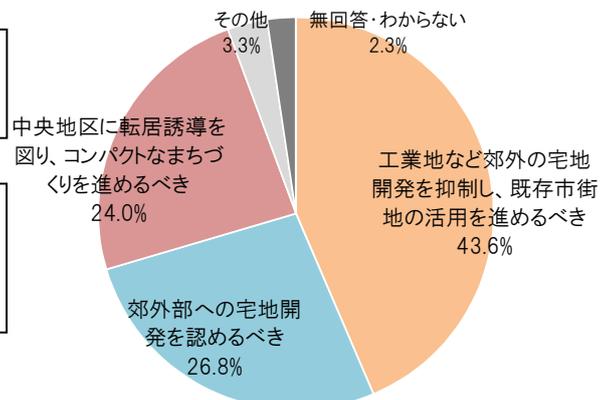


図 今後のまちづくりの方向性

資料：都市計画マスタープラン及び名寄市立地適正化計画に関するアンケート調査

11.5 億円/年 (H22～H26)

39.7 億円/年 (H27～R36)

図 施設の将来の更新費用の推計

資料：名寄市公共施設等総合管理計画

3 都市機能・居住の立地適正化に関する誘導方針

- 中央地区の JR 名寄駅前周辺を中心生活交流拠点、風連地区の JR 風連駅前を地区生活交流拠点として、名寄地区、風連地区の中心市街地として整備を図る。

構成要素	内容
中心生活交流拠点	・都市機能施設の誘導立地や官民協働によるまちづくりを進め、市民の生活の質の向上を目指す。
地区生活交流拠点	・風連地区の生活基盤の中心地区としてその活性化に努める。
市街地形成	・現在の市街地の拡大を抑制、住宅地についても現行の住居系用途地域内で収める。 ・中心生活拠点及びその周辺で人口密度の維持・増加を目指し、街なか居住を推進する。
交通体系	・国道40号とJR宗谷本線を主軸とし、既存の公共交通網をベースとした交通サービスを充実する。 ・路線バスが高頻度で運行する駅前通沿道とその周辺は、「主要公共交通軸」と位置づける。
公共施設再編	・建替が急がれる庁舎、消防署、保健センター、図書館、児童センター、保育所のすべての施設を可能な限り「中心生活拠点」及びその周辺(半径約800m圏)に戦略的に配置する。

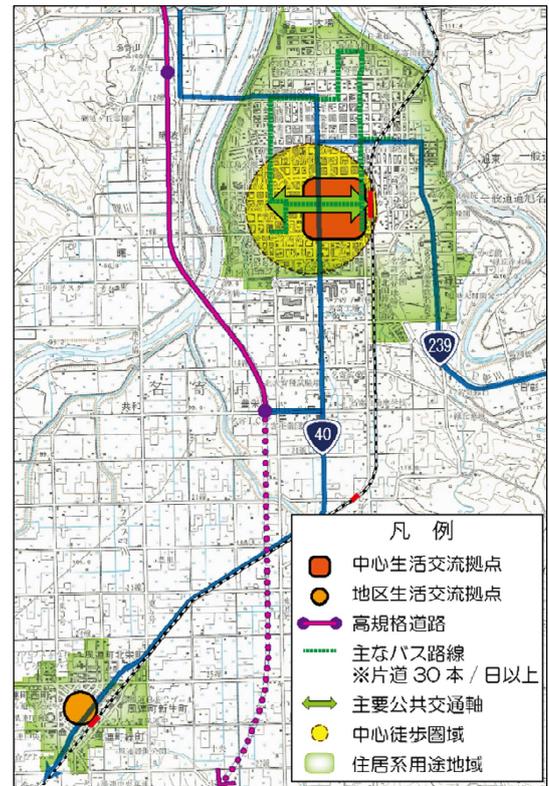
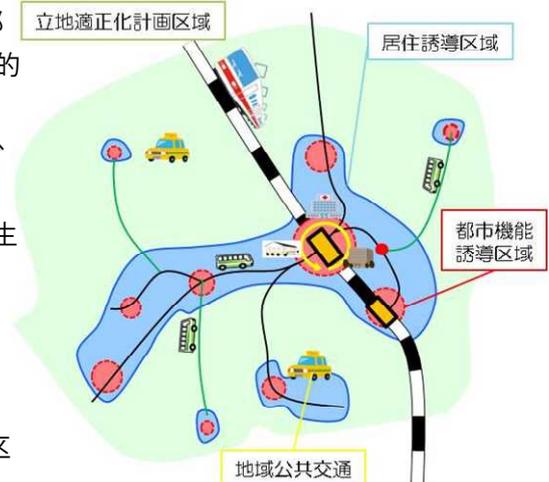


図 将来都市構造図

4 都市機能誘導区域・居住誘導区域とは

- 「都市機能誘導区域」とは、医療・福祉・商業等の都市機能を、都市の中心などに誘導し集約することで、各種生活サービスの効率的な提供を図る区域。
- 都市機能誘導区域内に誘導する「誘導施設」も設定し、人口減少下でも便利に安心して暮らせるまちづくりを目指す。
- 「居住誘導区域」は一定のエリアにおいて人口を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
- 区域外での居住を否定するものではなく、区域内外から都市機能誘導区域へアクセスしやすい環境を整備する視点も重要となる。
- 名寄市では以下の条件をもとに、居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定を行った。



資料：国土交通省ホームページ

居住誘導区域

- ① 工業地域を除く用途地域の範囲内
- ② 人口集中地区を考慮
- ③ バス停の徒歩圏(300m)圏内
- ④ 災害リスクの低い地域

都市機能誘導区域

- ① 主要公共交通軸の軸上
- ② 名寄駅前の商業地域
- ③ 徒歩等で移動可能な半径800m圏内で、主要な公共施設が収まる範囲。

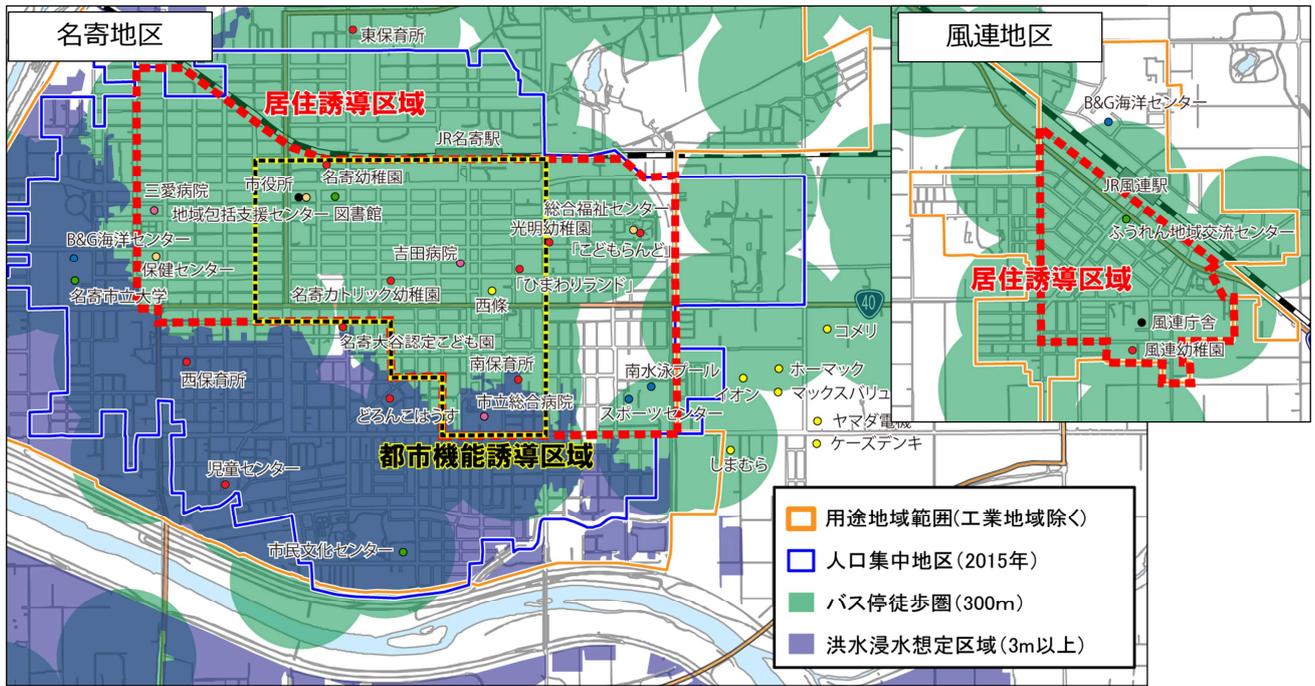


図 都市機能誘導区域・居住誘導区域の範囲

5 誘導施設の設定

- 都市機能誘導区域内に新たに立地を誘導すべき、名寄市の魅力や求心力を高める施設を設定する。

機能	届出の対象とする誘導施設
社会教育・文化・交流施設	図書館、大学等のサテライト施設
商業施設	店舗面積 1,000 m ² 以上の商業施設で、生鮮食料品を扱うもの
医療施設	内科・外科・整形外科・リハビリステーション科・小児科・産婦人科のうち複数の診療科目を有する病院又は診療所、調剤薬局
保健・介護・福祉施設	保健センター・地域包括支援センター・生活支援ハウス
子育て施設	児童センター、学童保育施設(放課後児童クラブ)、幼稚園・保育所・認定こども園、子育て支援センター(ひまわりらんど)、こども発達支援センター(こどもらんど)
体育施設	市が参画する企業・団体が設置する体育施設
行政施設	市役所本庁舎

6 実現方策

①届出制度

- 以下の行為を行う場合、行為の種類や場所について、市長への届出が必要となる。

居住誘導区域外における届出の対象となる行為	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為(3戸以上の住宅、1戸または2戸の住宅で、その規模が1,000 m²以上のもの、住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたもの) ・ 建築等行為(3戸以上の住宅を新築しようとする場合等。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為。 ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合。 ・ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合。 ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合。 ・ 都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

②誘導施策

	誘導方針	施策
都市機能誘導区域への誘導施策	拠点への公共施設の再配置・複合化による市民交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 老朽施設の統廃合に合わせた区域内での拠点施設整備 官民連携による施設整備
	拠点での新たなビジネス展開を推進	<ul style="list-style-type: none"> 市内の学生と企業をつなぐ就職マッチング機会の拡充 空き家・空き店舗・空き地の斡旋や有効活用に対する補助
	拠点へのアクセス向上のための公共交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> ダイヤ調整等による乗継ぎ利便の向上 施設と連携したバス待合の整備 公共交通発着時間の情報伝達の向上
居住誘導区域への誘導施策	拠点及びその周辺での居住環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の居住誘導区域内への再配置 街なかでの空き店舗や中古アパート等のリノベーションによる学生寮等の建設費補助 街なかでの住宅建設、居住に対する支援

③支援措置

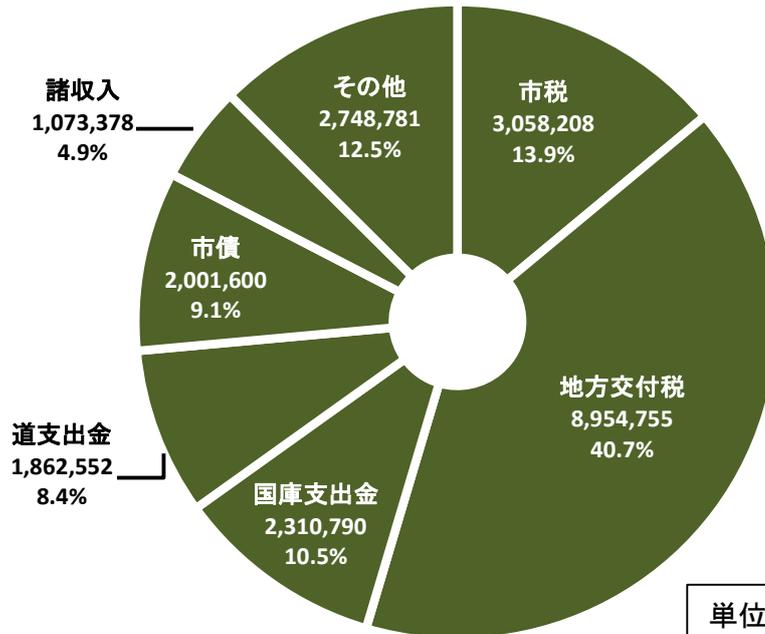
- 都市機能誘導区域の外から内への事業用資産の買換え特例
- 誘導施設の整備の用に供するために土地等を譲渡した場合の買換え特例
- 誘導施設と共に整備した公共施設等への固定資産税及び都市計画税の特例措置
- 都市機能立地支援事業(都市機能整備を実施する民間事業者に対し、国から直接支援(補助率 50%))
- 都市再構築戦略事業(適切な都市機能整備を通じてまちづくりを推進する市町村に対し、交付金をかさ上げして支援(交付率 40%→50%))

④モニタリング計画

誘導方針	目標
拠点への公共施設の再配置・複合化による市民交流の促進	誘導施設(官民連携含む)の区域内立地数 0件(2019年)⇒1件(2025年)⇒4件(2040年)
拠点での新たなビジネス展開を推進	区域内の空き家・空き店舗・空き地の活用件数 0件(2019年)⇒1件(2025年)⇒4件(2040年)
拠点へのアクセス向上のための公共交通の充実	人口あたり市街地循環型路線バス乗車人員 6.57人(H29年度乗車人員/H30.3総人口) ⇒6.9人(2025年)⇒7.2人(2040年)
拠点及びその周辺での居住環境の向上	中央地区居住人口 4,478人(H27国調) ⇒4,409人(予測人口4,199人の5%UP)3,440人(2025年) ⇒(コーホート予測人口3,127人の10%UP)(2040年)
共通	活動する利用者属性・世代の多様性や偶然の出会いが生まれるようになり中心部に行きたくなる居場所が増えたという人の割合:現状値以上

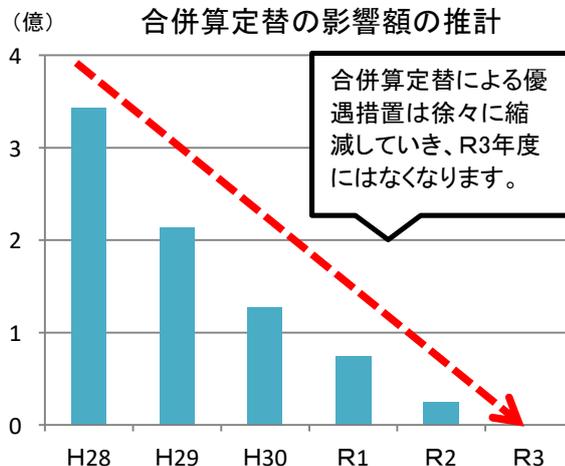
平成30年度 名寄市の台所事情

① 一般会計の収入額 220億1,006万4千円

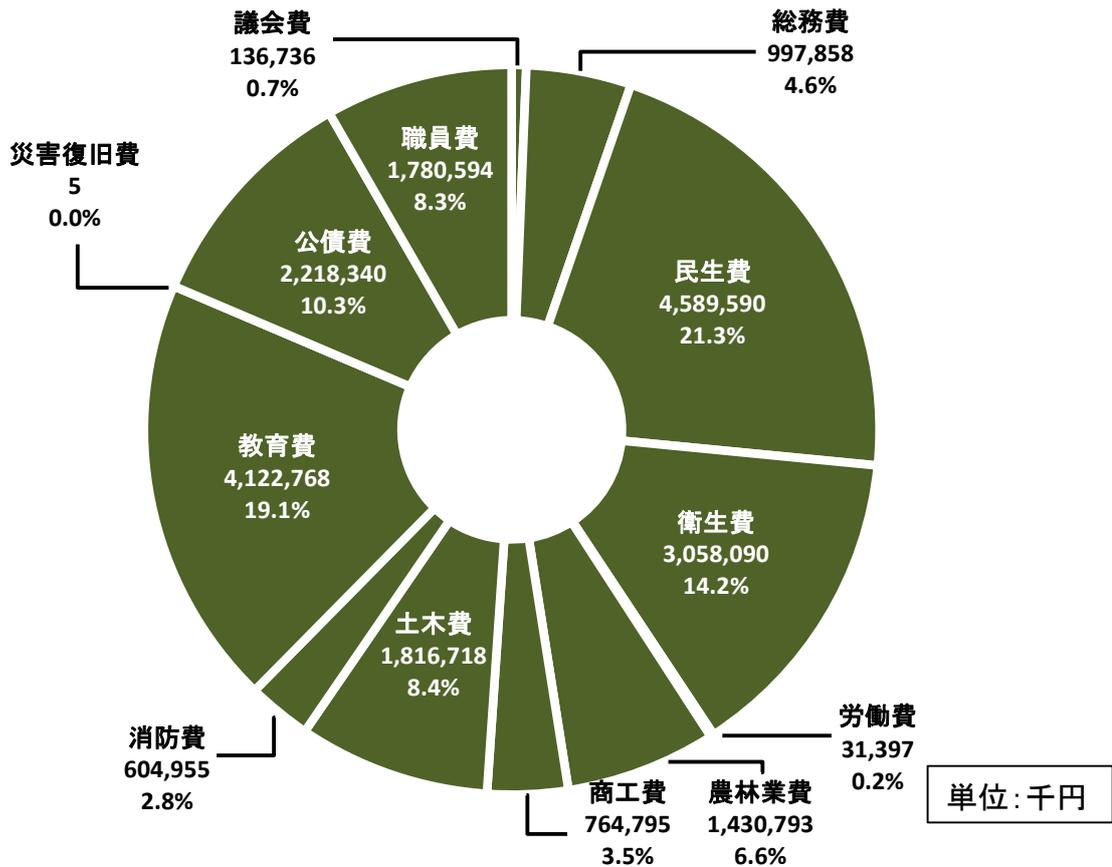


〈収入の説明〉

- 市税は、市民税・固定資産税・軽自動車税など市が集めた税で、一般会計の収入全体の13.9%を占めています。
- 名寄市が収入を自ら確保できる市税・使用料手数料などの自主財源の割合は27.1%で、地方交付税、国・道支出金、市債など他に依存する財源の割合が72.9%となっています。
- 地方交付税は、所得税・法人税・酒税・消費税など国が集めた税を財源不足の調整を図るため、都道府県・市町村に対し毎年交付されています。収入全体の40.7%を占めています。
- 名寄市は合併市であることから、普通交付税において「合併算定替」という優遇措置を受けておりますが、その優遇措置は、平成28年度より段階的に縮減されております。
- 市債は公共施設整備の財源となる長期の借金ですが、収入として計上され、施設等の耐用年数に応じて長期間にわたって返済しますので、借り過ぎ後年度の市民に大きな負担を残さないよう、計画的な借り入れが必要となります。
市債の残高は247億8,804万3千円で、収入全体の1.12倍、市民一人当たりになると約91万円になります。



② 一般会計の支出額 215億5,263万9千円



〈 支出の説明 〉

- 民生費は、高齢者や障がい者、児童への福祉サービスや、保育所の運営等に要する経費です。
- 衛生費は、市立病院への繰出や各種予防接種、墓地、霊園やごみ収集等に要する経費です。
- 土木費は、道路、河川、公園、市営住宅の管理、整備のほか市道の除排雪等に要する経費です。
- 公債費は、過去に借り入れた市債の元利償還金と一時借入金の利子を返済する経費です。

①収入 220億1,006万4千円

②支出 215億5,263万9千円

③翌年度繰越一般財源 1億499万4千円

④実質収支(①-②-③) 3億5,243万1千円 の **黒字**

⑤前年度実質収支 4億7,819万2千円

⑥財政調整基金積立・取崩額 2億8,055万6千円

実質単年度収支(④-⑤-⑥) 4億631万7千円 の **赤字**



- 実質収支は、その年度に属する収入と支出の実質的な差額です。
- 実質単年度収支は、実質収支から前年度までの収支の累積額のほか、財政調整基金への積立、取崩額といった実質的な黒字・赤字要素を差し引きした、その年度のみの実質的な収支です。

区 分		歳入決算額	歳出決算額	差 引 額	
一 般 会 計		22,010,064千円	21,552,639千円	457,425千円	
特 別 会 計	国 保	保 険 事 業 勘 定	2,955,255千円	2,914,189千円	41,066千円
		直 診 勘 定	191,863千円	191,863千円	—
	介 護	保 険 事 業 勘 定	2,603,998千円	2,552,993千円	51,005千円
		サ-ビス事業勘定・名寄	265,967千円	265,967千円	—
		サ-ビス事業勘定・風連	65,038千円	65,038千円	—
	下 水 道 事 業	976,366千円	976,366千円	—	
	個別排水処理施設整備事業	86,710千円	86,710千円	—	
	食 肉 セ ン タ - 事 業	52,363千円	52,363千円	—	
	後 期 高 齢 者 医 療	396,464千円	396,464千円	—	
	市 立 大 学	1,819,564千円	1,819,564千円	—	
	計	9,413,588千円	9,321,517千円	92,071千円	
企 業 会 計	病 院 事 業 会 計	10,436,160千円	10,428,179千円		
	水 道 事 業 会 計	662,985千円	636,371千円		

※ 決算の剰余金について、国民健康保険会計、介護保険会計とも全額を令和元年度に繰り越し致しました。これ以外の特別会計は一般会計との調整で収支が一致しています。

※ 企業会計の決算額に消費税は含まれません。

一般会計とは

市の財政は、一般会計、特別会計、企業会計からなっており、土木費や教育費など、行政運営の基本となる会計のことをいいます。

特別会計とは

特定の事業やサービスを提供するために、利用者からいただいた保険料や使用料などを財源として事業を運営するために設けられた会計のことをいいます。

企業会計とは

自ら事業を行い、その事業で得た財源で運営する、民間企業と同様の経理をする会計のことをいいます。

名寄市の基金(貯金)・市債(借金)の状況

基金(貯金)の名称	主な目的	平成29年度末残高	平成30年度末残高
財 政 調 整 基 金	財政の健全な運営のため	20億7,125万8千円	17億9,070万2千円
減 債 基 金	借金の返済に充てるため	18億5,310万1千円	21億7,069万7千円
公 共 施 設 整 備 基 金	公共施設の改修や整備のため	17億7,348万1千円	15億3,437万7千円
合 併 特 例 振 興 基 金	合併に伴う地域振興のため	12億3,160万円	12億3,160万円
上記の基金のほか 16基金		28億1,119万2千円	28億9,430万8千円
合 計		97億4,063万2千円	96億2,168万4千円

市債(借金)の会計区分	平成29年度末残高	平成30年度末残高	差額
一 般 会 計	248億3,913万1千円	247億8,804万3千円	△5,108万8千円
国民健康保険(直診勘定)	6,525万1千円	5,985万円	△540万1千円
介護保険(サ-ビス事業)	3億3,453万2千円	2億5,315万円	△8,138万2千円
下 水 道 事 業	46億2,870万5千円	42億4,183万8千円	△3億8,686万7千円
個別排水処理施設整備事業	4億4,597万1千円	4億3,385万6千円	△1,211万5千円
食 肉 セ ン タ - 事 業	7億6,001万円	7億2,381万4千円	△3,619万6千円
市 立 大 学	40億1,306万5千円	39億66万4千円	△1億1,240万1千円
病 院 事 業	62億835万6千円	60億3,406万9千円	△1億7,428万7千円
水 道 事 業	37億41万2千円	36億5,181万4千円	△4,859万8千円
合 計	449億9,543万3千円	440億8,709万8千円	△9億833万5千円

平成30年度決算に基づく4つの健全化判断比率の算定結果

名寄市は、4つの指標いずれについても、早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

①実質赤字比率

- ▶早期健全化基準 13.02
- ▶財政再生基準 20.00

一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

家計で言いかえると、年収に占める年間の赤字の割合を示したものです。

▶名寄市は赤字がありません。

③実質公債費比率

- ▶早期健全化基準 25.0
- ▶財政再生基準 35.0

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す3年間の平均比率です。

家計で言いかえると、年収に占める年間の借金返済額の割合を示したものです。

▶名寄市は8.5%でした。

道内 18/35市（速報値）

財政早期健全化基準はツはいカワゆるにイエローカードに、相当するものです。

②連結実質赤字比率

- ▶早期健全化基準 18.02
- ▶財政再生基準 30.00

名寄市の全会計の赤字や黒字を合算し、市としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

▶名寄市は赤字がありません。

④将来負担比率

- ▶早期健全化基準 350.0
- ▶財政再生基準 ー

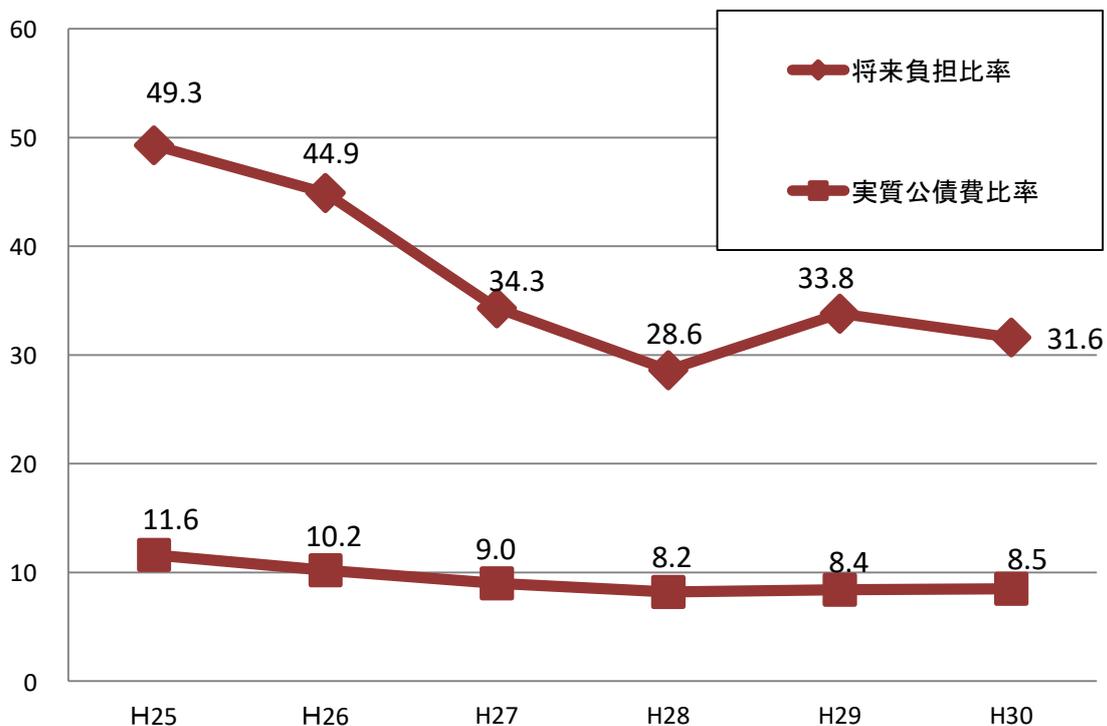
名寄市の普通会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等を現時点での残高の程度で指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。

家計で言いかえると、負債残高が年収の何年分に相当するかを示した割合です。

▶名寄市は31.6%でした。

道内 9/35市（速報値）

将来負担比率と実質公債費率の推移



令和元年度まちづくり懇談会「地域からの要望・意見・質問事項」一覧

【南5区】

- ①交差点の除雪について P 1 5
- ②街路灯の撤去と LED 電球の設置について P 1 5
- ③街路灯付近の街路樹の剪定について P 1 5
- ④簡易舗装穴補修について P 1 6

【11区】

- ①街路灯増設について P 1 6

【徳田区】

- ①16線豊栄川の管理について P 1 7

【智恵文】

- ①国道・道道の除草について P 1 7
- ②智恵文川の雑木伐採について P 1 7
- ③光回線について P 1 8
- ④14線道路排水について P 1 8
- ⑤歩道の修繕について P 1 8
- ⑥砂利道の整備について P 1 9
- ⑦歩道の延長について P 1 9
- ⑧未舗装区間の舗装整備について P 1 9



南5区町内会

① 交差点の除雪について

西6条南6丁目交差点での除雪作業について。南方向から北方向へ走行する時、南角に建っている車庫前に大きな固まり(1mほど)を置いていかれる。シャッターを押しつけていかれたこともあり、現在も開閉に苦しんでいる。角の除雪には充分注意してほしい。

【回 答】建設水道部 都市整備課
現場を確認しました。請負業者に対し、周知徹底してまいります。

② 街路灯の撤去とLED電球の設置について

平成28年度に電球型からLEDに取り換えていただき大変明るく住民も喜んでいるが、鉄柱型水銀灯が3基あり、平成4年取り換えの古いものはカバーガラスの変色等で暗いものもある。そこで今の水銀灯を撤去し近くの電柱にLEDの設置を検討してほしい。防災上からも住宅地では高さのある水銀灯はない方が安全だと思います。

【回 答】建設水道部 都市整備課
市内の防犯灯照明のLED化は少しずつではありますが、取り組んでいるところでございます。水銀灯カバーガラスが変色しているのを現地確認しました。
他にも多くの設置要望箇所があるため、すぐに設置とはなりません。地域のバランスや優先順位を考慮しながら対応していきたいと考えておりますのでご理解下さい。

③ 街路灯付近の街路樹の剪定について

南4丁目(錦通り)は平成5年の融雪溝設置により改良されたが、街路樹が大きくなり、街路灯にかぶさっている所が数カ所ある。街路灯に近い木を撤去し、明りが広がるようにしてほしい。特に歩道側が暗くなっている。現場確認の上、対応をお願いしたい。

【回 答】建設水道部 都市整備課
毎年発注している街路樹剪定業務委託により、錦通の街路樹の剪定作業を予定しているところであります。10月下旬の発注を予定しています。

④ 簡易舗装穴補修について

町内の簡易舗装道路（西7南5と南6丁目通、西5南5～西9南5仲通）は昨シーズン凍結が激しい個所がいくつかあった。雪解け後に砂等で対応していただいたが、穴が空いているにもかかわらず平坦に見えるため、自転車などが穴に落ちることがある。今年は土嚢での対応をしてほしい。また、早急に路盤改良をお願いしたい。

【回 答】建設水道部 都市整備課

春先の凍上による路面の段差や穴等については、毎年、砂や土嚢での応急処置を行っています。現地を確認したところ、数か所の穴を確認しました。春先の応急処置については、現場に見合う処置を今後検討してまいります。

穴埋め等による修繕は、10月初旬に発注済の防塵道路処理工事で対応します。

路盤改良については、数年前から要望をいただいておりますが、現段階では早急な整備は難しいと考えております。

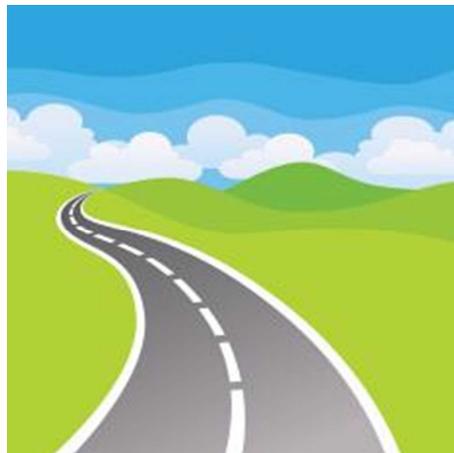
11区町内会

① 街路灯増設について

数年前までは郵便局が夜間業務していたが、近年は夜間不在になるため近辺が暗いため、街路灯の増設をお願いしたい。

【回 答】建設水道部 都市整備課

現地を確認しました。西側既設電柱の2箇所に、LED防犯灯の設置を進めます。



徳田区町内会

① 16線豊栄川の管理について

豊栄川内の木が太くなっており、大雨の時に氾濫の要因となるため処理をお願いしたい。子どもたちや通行人からひどいという声も寄せられている。

【回 答】建設水道部 都市整備課

河川管理者であります北海道に対し、引き続き要望してまいります。

智恵文町内会

① 国道・道道の除草について（瑞和ブロック）

国道・道道の歩道にイタドリ等の雑草が被り、児童・生徒の通学に危険が伴うため、除草をお願いしたい。

【回 答】建設水道部 都市整備課

旭川開発建設部、北海道に対し、引き続き要望してまいります。

② 智恵文川の雑木伐採について（瑞和ブロック）

熊が隠れやすい雑木が智恵文川内にあるため、増水時の対策も兼ねて除去をお願いしたい。

【回 答】建設水道部 都市整備課

河川管理者であります北海道に対し、引き続き要望してまいります。

③ 光回線について（親和ブロック）

光回線をつなげてほしい。

【回 答】総務部 総務課

智恵文地区では過去に、光回線を繋げてほしいという希望をいただき、当時の担当から下記の事項が必要になる旨をお伝えいたしました。

1. 智恵文地区代表者による光回線接続時の加入予定者のとりまとめ
2. 前項を踏まえて、とりまとめた情報を市から NTT へ要望
3. NTT からの回答（光回線開通の可否）

NTT 側としては光回線開通工事に要した経費を月額サービス料金の範囲で5年間で回収できるかどうか、というのが工事の可否の判断基準になるとの事です。

まずは地区の代表者を決めていただき、市役所側とやり取りをさせていただき NTT へ要望することで、工事の可否を確認するところから始めさせていただきたいと考えています。

④ 14 線道路排水について（親和ブロック）

14 線道路の排水の鉄板がゆがみ、水が停滞しているため改善してほしい。

【回 答】建設水道部 都市整備課

排水路の床浚いについて、作業を進めてまいります。

⑤ 歩道の修繕について（親和ブロック）

名士バス智恵文 14 線バス停付近から小学校までの歩道は通学路に指定されている。傷んでいるため直してほしい。

【回 答】建設水道部 都市整備課

旭川開発建設部に対し、引き続き要望してまいります。

⑥ 砂利道の整備について（親和ブロック）

13 線・15 線・16 線の砂利道を舗装道路にしてほしい。

【回 答】建設水道部 都市整備課

市道の整備については多くの町内会から要望をいただいておりますが、現在の市の財政状況から整備路線を選定する際には、要望路線の中から危険性や緊急性及び交通量などを考慮しながら事業を進めております。要望いただいた路線については現段階では早急な整備は難しいと考えております。

支障のある箇所について、維持補修での対応を考えてまいりますのでご理解下さい。

⑦ 歩道の延長について（南ブロック）

国道 40 号智南より、名寄市街地に向かう国道沿い西側の大沢まで歩道を延長してほしい。

【回 答】建設水道部 都市整備課

旭川開発建設部に対し、引き続き要望してまいります。

⑧ 未舗装区間の舗装整備について（南ブロック）

国道 40 号線東側の共和川沿いの道路から 8 線道路の未舗装区間を舗装道路にしてほしい。

【回 答】建設水道部 都市整備課

市道の整備については多くの町内会から要望をいただいておりますが、現在の市の財政状況から整備路線を選定する際には、要望路線の中から危険性や緊急性及び交通量などを考慮しながら事業を進めております。要望いただいた路線については現段階では早急な整備は難しいと考えております。

支障のある箇所について、維持補修での対応を考えてまいりますのでご理解下さい。

(株)名寄振興公社の債権譲渡通知に端を発する問題について

1. 端緒及び経過

- (1) 名寄振興公社（以下、「公社」）から市及び道に対して、「指定管理料の一部（6,055万円）を第三者に債権譲渡した」という令和元年5月30日付けの通知が、5月31日に届いた。

※債権譲渡について

公社が、市及び道の公共施設に係る令和元年度の指定管理料の一部について、その受け取る権利（＝債権）を、第三者に譲渡（売却）したというもの。この契約が仮に成立すると、第三者は債権額より安価で債権を買い取り、公社に代わり第三者が当該指定管理料の一部を受け取る権利を有することとなる。

- (2) 債権譲渡は指定管理の協定で禁止されており、公社としては、前支配人が独断で行ったものであり、公社の意志に基づくものではないことから、債権譲渡は無効であると主張し、現在、弁護士を代理人として当該第三者を提訴している。
- (3) 前支配人によると、平成28年度から資金繰りが厳しくなり、買掛金の滞納、帳簿等の改ざんなどを行い、平成30年5月に債権譲渡による資金調達に至ったとのこと。
- (4) 帳簿等の改ざんが判明したため、公社において決算を再精査したところ、平成28年度は当初の黒字幅が減少し、平成29年度及び30年度は当初黒字決算だったものが、平成29年度は約1,100万円、平成30年度は約2,500万円の赤字決算だったこと、更に平成30年度に約4,000万円の累積赤字が生じていたこと、約1,700万円の不明金があることがわかった。
- (5) 市は公社に対して、前支配人の厳しい処分と法的な責任追及を求めた。
- (6) 危機的状況の中、その後継続発生した公社社員の窃盗事件による逮捕や車検切れ車両の運行といった不祥事を重く受け止め、副市長による新社長就任に加え、11月1日から、第三セクターである公社を指導・監督・検証することを目的に、担当する市職員をはじめ、会計・経理、法務コンプライアンスなどの専門家で構成する委員会を設置して、市として積極的に経営改善に向けて関わっていくこととした。

2. 市の考えと取組

- (1) 公社が管理運営する施設は、市内唯一の温浴施設をはじめ、スキー場や健康の森など市民の皆さんの憩いや健康増進に不可欠な施設であり、加えて、本市の重点プロジェクトである冬季スポーツ拠点化の核となる施設であることから、これらの営業を止めないためには、現時点では公社の経営を安定化することが必要であると判断した。
- (2) 庁内プロジェクトチームを設置し、公社による経営再建計画の円滑かつ速やかな策定を支援してきた。
- (3) 公共性と企業性を併せ持つ第三セクターとして、資金繰りについて自助努力を求めるとともに、供託された指定管理料相当額を貸し付けたほか（次項参照）、市民サービスの維持と、

これから本格的な冬季スポーツシーズンを迎えるに当たり、必要な支援について検討する。

- (4) 公社のガバナンス・コンプライアンスを抜本的に見直す必要があり、市として第三セクターの経営状況等の把握、監査、評価をするため、市職員のほか、会計・経理等の専門家及び法務コンプライアンス等の専門家による指導・監督・検証をする。

3. 第3回定例会における経過

- (1) 本年第3回定例会初日に、補正予算案「名寄振興公社経営改善事業費（名寄振興公社経営改善補助金：5,000万円、名寄振興公社緊急運営資金貸付金：6,055万円）」を提出し、「名寄振興公社運営に関する審査特別委員会」を通して、①H28～H30の修正決算関係について、②経営改善計画について、審議されたほか、参考人招致による意見聴取が行われた。
- (2) 9月6日(金)20:00頃、「なよろ温泉サンピラー」の男性浴室の天井が落下し、本格的な復旧工事に要する費用など、公社の経営に対する浴室天井落下の影響が不透明になったことなどから、9月17日(火)に予算案を撤回した。
- (3) 第3回定例会の最終日に、あらためて補正予算案「名寄振興公社経営改善事業費（名寄振興公社緊急運営資金貸付金：6,055万円）」を提出し、可決いただいた。

4. 第4回定例会に向けた取組（令和元年10月30日現在）

- (1) 第3回定例会の最終日に、公社の経営形態、施設整備、在り方について一定の方向性を見出すことを目的に「名寄振興公社のあり方に関する特別委員会」が設置された。
- ◆第2回特別委員会（10/1）
 - ・現地視察（なよろ温泉サンピラー）と平成30年度基本設計の内容確認
 - ◆名寄振興公社のあり方に関する講演会（10/23）
 - ・宮脇淳北大公共政策大学院教授による講演会、意見交換
 - ◆第3回特別委員会（10/28）
 - ◆第4回特別委員会（11/11）
- (2) 市としては、経営改善計画及び年次別収支（損益）計画書をあらためて精査し、第4回定例会に補正予算案及び経営改善計画（精査版）を提出予定

王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約について

1. 王子マテリア(株)名寄工場について

(1) 沿革 (出典：同社 HP)

包装および輸送合理化のために段ボールの果たす役割の将来性に着目し、広葉樹パルプを主原料とする中芯の専抄工場として、1960(S35)年に「天塩川製紙」として設立。以来、設備の増設更新等を重ね、1979(S54)年に「北陽製紙」、2001(H13)年に「王子板紙」と変遷を重ね、2012(H24)年に「王子マテリア名寄工場」となり、現在に至る。

(2) 工場概要 (出典：同社 HP：2012(H24)10月現在)

敷地面積：221,000 m²

年間生産量：約 21 万トン

従業員数：約 100 名

主な製品：段ボール原紙、段ボール中芯原紙、特殊板紙

(3) 出荷額 (出典：工業統計調査：名寄市(王子マテリア他2社))

(単位：億円)

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
製造業計	149	163	184	175	186
パルプ・紙・紙加工品製造業	113	122	133	139	149
割合	75.8%	74.8%	72.3%	79.4%	80.1%

2. 経過

(1) 王子マテリア(株)社長からの報告及びプレスリリース

日 時：10月4日(金) 11:00 ⇒ 同日午後プレスリリース (裏面参照)

訪問者：王子マテリア(株) 小関良樹代表取締役社長

(2) 北海道経済産業局及び北海道経済部への緊急訪問

日 時：10月4日(金) 午後

訪問先：北海道経済産業局長

北海道経済部長

3. 市の対応

(1) 緊急要請

要請者：市長、会頭、道議、道庁産業振興局長、道庁上川総合振興局長

日 時：令和元年10月9日(水) 16:00

(2) 市長メッセージ

日 時：令和元年 10 月 15 日(火) 9:30

(3) 「王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に関する名寄市緊急対策本部」の設置

組 織：市、名寄商工会議所、風連商工会 <オブザーバー>北海道、名寄市議会

設置年月日：令和元年 10 月 15 日

趣旨・目的：王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約の再考を求めるとともに、風評による名寄市経済及び市民生活への影響を最小限に留めることを目的とする。

(4) 王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約の再考を求める要望会

要請者：緊急対策本部構成団体（市長、商工会議所会頭、商工会会長）、議長、道議、北海道、関連事業者等

日 程：10 月 31 日

内 容：緊急対策本部を中心に北海道と連携して行った緊急調査による地域への影響額を 27 億円と推計しあらためて再考を求める要望書を提出

4. 今後の対応（予定）

(1) 署名の実施

市民による草の根の活動

期 間：令和元年 11 月 18 日(月)～12 月 9 日(月)

(2) 王子ホールディングス(株)への要請

署名を提出して市民の声を届ける。

日 程：12 月下旬